

12 施設

日常生活の自立支援に必要な訓練、その他の職業についての技能訓練などを入所または通所により行っています。

○障がい者福祉センター

内容	<p>知的障がいのある方の在宅の自立生活を支えるための施設で、障害者総合支援法の生活介護事業、就労継続支援 B 型事業、計画相談支援事業を行っています。</p> <p>①生活介護事業 食事や排泄等の日常生活上での介護（見守りを含む介助）が必要な方への支援を行うとともに、軽作業等の生活活動や創作活動の機会も提供する</p> <p>②就労継続支援事業（B 型） 就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった方は一般就労等への移行に向けた支援を行う</p> <p>③計画相談支援事業 障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画」の作成やモニタリング等を行う</p>
各事業の対象者	<p>①常時介護が必要な知的障がいのある方であって、障害支援区分 3 以上の方</p> <p>②一般就労が困難な方、就労移行支援を利用したが一般就労に結びつかなかった知的障がいのある方</p> <p>③障害福祉サービスの申請、変更の申請に係る障がいのある方等</p>
開館時間	午前 9 時～午後 4 時 休館日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始
窓口	障がい者福祉センター 浦安市東野1-8-2 電話047-350-8770 ファクス047-350-8766 メール kiraria@keishinen.or.jp



浦安市障がい者福祉センター

○ソーシャルサポートセンター

内容	<p>精神障がいのある方が住み慣れた地域で生きがいを持った生活が営めるよう必要な支援を提供しています。</p> <p>①地域活動支援センター レクリエーション活動、軽作業、交流の場などを提供する</p> <p>②計画相談支援事業 障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画」の作成やモニタリング等を行う</p> <p>③地域相談支援事業 入所施設や精神科病院等から地域生活への移行に向けた支援を行う</p> <p>④訪問看護事業 看護師等が居宅を訪問し、必要な診療の補助等を行う</p> <p>⑤自立訓練（生活訓練）事業 自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等を行う</p> <p>⑥就労継続支援事業（A型） 就労や生産活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う</p>
対象者	①④15歳以上で、精神障がいのある方 ②③18歳以上で、障がいのある方 ⑤地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等の為、一定の支援が必要な精神障がいのある方 ⑥65歳未満で一般就労が困難な精神障がいのある方
開館時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後4時 休館日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始
窓口	ソーシャルサポートセンター 浦安市東野1-9-3 東野地区複合福祉施設通所棟4階 電話047-353-2130 ファクス047-353-2130 メール ssc@chiraku.com

○身体障がい者福祉センター

内容	<p>身体障がいのある方が住み慣れた地域で生きがいを持った生活が営めるよう、地域活動支援センターとして、創作的活動や機能訓練のサービスと障害者総合支援法の生活介護事業、計画相談支援事業を行っています。また、送迎バスが利用できます。</p> <p>①地域活動支援センター 創作的活動又は生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進、その他自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援（リハビリテーション等）を提供する</p> <p>②生活介護事業 地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方へ、排せつ等の介護や日常生活の支援、機械浴室による入浴サービス、生産活動の機会の提供を行う</p> <p>③計画相談支援事業 障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画」の作成やモニタリング等を行う</p>
各事業の対象者	①15歳以上で、身体障がいのある方 ②常時介護が必要な身体障がいのある方であって、障害支援区分3以上の方 ③18歳以上で障がいのある方
開館時間	月曜日～土曜日 午前10時～午後4時 休館日：日曜日、祝日、年末年始
窓口	身体障がい者福祉センター 浦安市東野1-9-3 東野地区複合福祉施設通所棟1階 電話047-355-2734 ファクス047-305-8988 メール fg.higashino@yukeikai.jp

○障がい者等一時ケアセンター

内容	障がいのある方に対して、障害者総合支援法に基づく短期入所事業、日中一時支援事業を行っています。また、介護者の介護負担の軽減及び障がいのある方の自立生活に関する利用や、介護を行う方が、怪我や疾病により一時的に介護・介助を行うことができなくなった場合に利用できます。 ①短期入所事業 介護者の介護負担の軽減や障がいのある方の自立生活に関する利用など、短期間の間、施設で介護を行う ②日中一時支援事業 障がいのある方の日中の活動の場を確保するとともに、日常的に介護している家族の就労支援や一時的な休息を促す ③緊急利用 介護を行う方の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった障がいのある方等を入所させ、必要な保護を行う
各事業の対象者	①短期入所事業 障害支援区分1以上の方 ②日中一時支援事業 以下のいずれかに該当する方 ア.身体障害者手帳所持者 イ.療育手帳所持者または知的障がいがあると判定されている方 ウ.精神障害者保健福祉手帳所持者または精神障がいがあると診断されている方 エ.特定疾患医療受給者証などの所持者または総合支援法による対象疾病に罹患していると診断されている方 ③緊急利用 障がいのある方
開館時間	年中無休
窓口	障がい者等一時ケアセンター 浦安市東野1-8-2 電話047-350-8771 ファクス047-350-8773 メール tomo-ichijicare3@tomopia.jp (利用方法等の問い合わせは、月曜日～金曜日の午前9時～午後6時)

○障がい者等歯科診療所（ひだまり歯科室）※事前予約制

内容	特別な配慮を必要とする方の歯科治療を行います。より専門的な治療が必要な場合には、大学病院等へのご紹介も行います。
対象者	市内在住の、市内の診療所では歯科治療が難しい方で、 ・身体障害者手帳1・2級をお持ちの方 ・療育手帳をお持ちの方、知的障がいと判定された方 ・児童発達支援や放課後等デイサービスを利用されている方 など
診療日・診療時間	《事前予約制》 毎週土曜日（祝日・年末年始（12/30～1/3）を除く） 午前9時～正午／午後1時～午後5時
場所	浦安市猫実一丁目2番5号 健康センター内 休日救急等歯科診療所
予約方法	初診の方は、以下のURLから必要事項を入力し、ご予約をお願いします。 再診の方は、診察後に受付でご予約ください。 《初診の方》ひだまり歯科室 https://hidamariba.com
窓口	電話047-381-4749 (毎週土曜日（祝日・年末年始（12/30～1/3）を除く))

東野地区複合福祉施設
東野パティオ

(通所棟) 浦安市東野 1-9-3

(居住棟) 浦安市東野 1-8-3

障がいのある方が利用する事業所、子育て短期支援事業所や障がい者団体や地域福祉団体が利用できる地域福祉センターなど、複数の福祉的機能を集約した複合福祉施設として、令和2年11月に全体オープンしました。今後は、基幹相談支援センターとともに、浦安市の地域生活支援拠点の中核機能を担います。



施設概要

通所棟		居住棟	
ソーシャルサポートセンター → P.87	地域福祉センター (※)	4 F	
発達障がい者等地域活動支援センターミッテ Mitte → P.84		3 F	グループホーム・短期入所
ふる里学舎浦安デイセンター (生活介護・就労継続支援B型)		2 F	グループホーム・短期入所
身体障がい者福祉センター → P.87		1 F	子育て短期支援事業所・ 放課後等デイサービス

(※) 地域福祉センター

障がい者団体や地域福祉団体などが、各階にある会議室や調理実習室を借りることができます。

予約受付時間：月曜日から土曜日（祝日を除く） 午前9時から午後5時まで

東野パティオ

電話047-355-0211 ファクス047-355-0212 担当 社会福祉課